

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成29年5月22日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

別表中「133作業」を「134作業」に改め、同表3中「31作業」を「32作業」に改め、

「

建築板金	ダクト板金作業
------	---------

」を「

建築板
-----

」

金	ダクト板金作業
	内外装板金作業

」に改める。

附 則

この基本方針の改正は、公布の日から適用するものとする。